

日本東亞同文書院編

（第五十六冊）

中國省別全志

綫裝書局

第五十六冊

第九卷 青海省西康省（二）昭和二十一年 一九四六年 東亞同文會 一

第九卷

青海省西康省
(二)

昭和二十一年

一九四六年

東亞同文會

第四編 産業資源

第一章 青海・西康兩省の農産資源

第一節 青海省の農産資源

第一款 農 業

第一概 説

黎小蘇は青海之經濟概況に於いて、青海省が全區地勢高峻、氣候寒燥にして地味礫礫、砂田多きが故に、從來游牧地として農耕を顧みることの甚大でなかつたことを論じ、而もまた境内横斷の山脈は曠野に濕氣を灌注し、雨量の缺乏きた大ならざるが故に、漢蒙土民は砂碛曠野中に在りて尙ほよく開田墾植に努め、適地を擇びて小麦・青稞等の穀類を播種すると共に、豌豆・蠶豆等の雜糧その他の蔬菜を栽培し、更に梨・葡萄等果實類の産出少からざる旨を述べ、且氣候寒冷にして地味礫礫、砂田の多きことは一大缺點ではあるが、これとても砂礫を開墾し

て下層の壤土を利用したならば、元來砂礫は河流沖積の地層であるが故に礦質養分を含有すること多く、早魃を慮れず、穀物の早熟も可能であると説いてゐる。

斯くて青海省は地勢高峻、氣候寒冷にして、土地の大部分が畜牧區に屬してはゐるが、然しまた青海省は甘肅・新 及び康藏の間に介在して面積二九〇餘萬方支里、古來土地肥沃、水草鮮美の地として前清雍正年間早くも開墾に着手せられたのであつた、當時官吏は専ら私腹を肥して徒らに國帑を消耗したに過ぎなかつたが、これはまた一面に於いて青海省が世人の考ふるが如き磽确の砂礫地ばかりでなく、開墾の良しきを得ば隨處耕種に適する所以を物語るものであつて、最近また移民開墾或は移兵屯墾の必要が朝野の通説となつた所以である。事實また通天河・子曲・雜曲・拉布寺溝等の沿岸地は相當奥地に偏在してはゐるが、省の南部に位して氣候も比較的溫和で小麦の栽培に適し、結古地方では陰曆六月の候に於いて平均溫度は早朝華氏五五度、正午七五度、晚六〇度であつて、小麦は陰曆三月初旬に播種し、青稞は四月に播種して八月に收穫が可能である。但し結局の處、青海省の農業開發は諸種の事實により大なる將來性を期待することは不可能であつて畜牧によるべきことは後述するが如くである。また現在に於いては古代よりの迷信に依つて喇嘛が一切を支配し、特に扎武三族の如きは農耕の一切を迷信のみによつて指導され、播種及び收穫の時期は喇嘛が命令し、作物の熟不熟に拘はらず喇嘛が順序を定めて刈り取らせるが如きは農耕の發達を阻害すること最も大なりとし、更に農耕技術の如きも極めて幼稚であつて犁牛を用ゐて田を耕やすにも、横木を兩牛の角上に縛り、中に長木を用ゐて犁を引かしめ肩力利用の法を知らず、更に珍奇の風習は穀物、主として豆類の離脫方法であつて、牛と馬との後頭部に丸太の長さ九尺位のも

のの兩端を渡して結びつけ、その中間に石材を繩にて結びつけ地上を曳きづる仕掛を爲してゐるが、これは必ず牛と馬とに曳かせ、牛のみとか、馬のみとかを使用せぬ。肥料の如きも往々馬糞を施すのみで、殆ど除草だも行はず、地を量るにも畝數なきが故に播種の多寡によるの外なく、耕作法の拙劣幼稚なること思ひ半ばに過ぎるものがある。たゞし青海省に於いても西寧・互助・樂都・民和・貴德等東部地方の各縣に在りては農耕比較的發展し、年來甘肅省が遍地悉く鴉片を種植せる當時には、甘肅省の糧食はこれ等諸縣よりの供給を仰いでゐたが故に、東部地域の農業は近年非常に發達し省内唯一重要な農産地である。

なほ青海省に於ける農耕の發達が、支那内地に比して極めて幼稚であることは地勢の關係もあるが、天災人禍の致す所も亦頗る大であつて、氣候の寒冷なる地方に於いては地質或は人爲の補ふ所がなければ各種の農産を種することは困難であり、而も農民は他の特殊の障礙がありながらも或程度の收穫を示してゐるのであつて、青海省では野鼠が群を成して麥を食ひ荒すがため水田に作つて鼠害を防ぐと謂はれ。また人的禍害では喇嘛教の迷信の外、土匪が居り、陝西の土匪は主として財物を掠奪し、甘肅の土匪は殺戮の後に掠奪を恣にすと謂はれてゐるが、青海省に於いても亦馬上馳騁する土匪が横行して農牧民を苦しめてゐる。

第二 農業の經營形態及小作制度

一、農業の經營形態

青海省はその大部分の土地が畜牧地區に屬してゐるが、而もまた甘肅・新疆・西康及び西藏の間に介在して面

積二九〇餘萬方丈里、古來土地肥沃、水草鮮美にして隨處耕植に適すと稱され、従つてまた前清雍正年間早くも開墾に着手されたことは既述の如くであつて、最近また移民開墾或は移兵屯墾の必要が國野の通説ともなり、施政宜しきを得ば青海の大農牧區には僅に數百萬人を移植するを得、斯くすれば國防また西顧の憂なく、一舉兩得の實を擧げ得べしと唱導せらるゝに至つた。

而して青海省の農業は現在尙ほ精確なる調査報告もなく、その概要を窺知することさへ頗る困難であるが、丘威は新青海第三卷第九期に於いて青海農村經濟概觀と題し、各種の統計を列舉して農業經營の形態及び農村經濟の概況を紹介してゐる。これに據ると、青海省にも少くとも六五〇乃至六六〇箇の鄉村があつて、その中既に調査を経たるもの四四一箇村、即ち全數の約六五%に達して居り、これ等多數農村の調査の結果を平均して觀察する時は、鄉村中、一、〇〇〇畝乃至四、〇〇〇畝の耕地を有するもの四三%強、一、〇〇〇畝以下一三%餘、四、〇〇〇畝以上四三%餘である、就中、最多數を占むるは一、〇〇〇畝乃至二、〇〇〇畝及び二、〇〇〇畝乃至三、〇〇〇畝を有する鄉村であつて、三萬畝以上の耕地を有する鄉村は尙ほ七%餘を占めてゐる。

然るに農村の人口數に就いて見るに、一、〇〇〇人以上の人口を有する鄉村は四四〇餘の鄉村中、僅かに三一%にして、一、〇〇〇人以下の鄉村が全數の約六九%を占めてゐる。蓋し青海省に於ける大多數の農村は戸數二二〇戸に満たざるもので、二二〇戸以上の農村は極めて少く、一〇〇戸乃至二二〇戸の農村が一半を占めてゐる、即ち人口數より見れば五〇〇人乃至一二五〇人の農村が一半を占めてゐる譯で、青海省が支那西南の各省に比して人口が如何に稀少であるかを推知し得る。

而して斯くの如き人口の稀少なることは一面青海省に於ける各農戸の耕地分配が相當に多きに上るべきを想像し得るのであるが、その實農地及び鄉村人口は省東部の一角に集中してゐるがため毎戸の田地分配は決して多からず、農戸六二、九〇〇餘戸中、その四六％餘は二〇畝未満の田地耕作者で若し二〇畝以上五〇畝未満の農戸を加算せば六六％である。而もまた青海省は年僅かに一回の收穫が可能なるのみで、殊に土地の大半は山地或は鹽地または開氷期が遅れたり、降霜の早かつたりする地方であるがため、毎戸五〇畝の耕地を有するも尙ほ多しとなすを得ない。その五〇畝以上の土地を耕す者も全數の僅かに三四％内外であるが、たゞ青海省に於いては一〇畝以下の貧農が僅かに全數の二七％餘に過ぎざることとは尙ほ幾分の幸である。

次に青海省の農地は概ね各族、各族及び喇嘛寺院の所有に歸すと引はれてゐるが、その實、丘威の青海農村經濟概觀に據れば、頗る吾人の想像を裏切ることが多い。即ち農戸の類別は、地主は極めて少く僅かに全數の三一四％にして約二、一六〇戸を算するに過ぎないが、自作農は五六・六％(約三二、三九〇餘戸)、半自作農二五・七七％(約一四、七四〇餘戸)、佃農一三・八五％(約七、九二〇餘戸)で、また自ら土地を所有して耕種する者は農戸六二、九〇〇餘戸中、その七三％を占め、耕地を有せざる者は二七％に過ぎない。従つて現時各鄉村に於ける廣大なる荒地を開墾せば少數の無耕地農戸を救済することも極めて容易であると述べてゐる。更に或種の調査(民國二十五年)に據れば、大通縣の地主及び各種農民の百分比は略ぼ前記の事情に類似するものありて、同縣下に於いては廣惠寺・却藏寺・張家寺・祈家寺・平安寺等の大地主以外は自作農五〇％、半自作農二〇％、佃農二〇％、雇農一〇％である。

左に重要と思はれる二―三の統計を掲げて農業の経営形態並びに農村経済の一端を窺ふの便に供する。

一、青海省内農村耕地の調査（新青海第三卷第九期青海農村經濟概観に據る）

每 郷 耕 地 數	百 分 比	每 郷 耕 地 數	百 分 比
一〇〇畝以下	〇・九三七	六、〇〇一—八、〇〇〇	六・五五七
一〇〇—二五〇畝	〇・九三七	八、〇〇一—一〇、〇〇〇	五・一五一
二五〇—五〇〇	三・五一三	一〇、〇〇一—一二、五〇〇	三・九八一
五〇〇—七五〇	三・九八一	一二、五〇一—一五、〇〇〇	二・五七五
七五〇—一、〇〇〇	四・二一五	一五、〇〇一—一七、五〇〇	一・六三九
一、〇〇一—二、〇〇〇	一八・七三五	一七、五〇一—二〇、〇〇〇	〇・九三七
二、〇〇一—三、〇〇〇	一四・九九一	二〇、〇〇一—二二、五〇〇	〇・六三七
三、〇〇一—四、〇〇〇	九・六〇二	二二、五〇一—二五、〇〇〇	一・四〇五
四、〇〇一—五、〇〇〇	七・〇二六	二五、〇〇一—三〇、〇〇〇	二・五七六
五、〇〇一—六、〇〇〇	三・二七九	三〇、〇〇一—	七・〇二六

二、青海省農村人口調査（新青海第三卷第九期青海農村經濟概観）

每 郷 人 口 數	百 分 比	每 郷 人 口 數	百 分 比
一〇〇人以下	〇・七一	一五二—二〇〇	二・二九
一〇〇—一五〇人	〇・七一	二〇一—二五〇	二・二九

二五一一 三〇〇
三〇一一 四〇〇
四〇一一 五〇〇
五〇一一 六五〇
六五一一 八〇〇
八〇一一 一、〇〇〇
一、〇〇一一 一、二五〇
一、二五一一 一、五〇〇
一、五〇一一 一、七五〇

二・二九
九・六三
一一・九〇
一二・八四
一一・二四
一五・一四
九・八六
六・一九
二・九八

一、七五一一 二、〇〇〇
二、〇〇一一 二、三〇〇
二、三〇一一 二、六〇〇
二、六〇一一 三、〇〇〇
三、〇〇一一 三、五〇〇
三、五〇一一 四、〇〇〇
四、〇〇一一 四、五〇〇
四、五〇一一

二・七五
二・九八
〇・六九
〇・六九
一・一五
二・〇六
〇・九二
〇・九二
〇・九二

三、農村耕地の分配調査表（任青海第三卷第九期）

耕地所有者戸數

百分比

耕地所有者戸數

百分比

五畝未満の者

一〇・八一

一〇〇畝以上

一〇・八八

五畝以上

一六・五五

二〇〇畝以上

二・五七

一〇畝以上

一九・二三

五〇〇畝以上

〇・五六

二〇畝以上

一九・四二

一、〇〇〇畝以上

〇・二六

五〇畝以上

一九・七二

四、農戶類別表（前掲新青海第三卷第九期）

類別	自作農	半自作農	佃農	地主
百分比	五六・六	二五・七七	一三・八五	三・七八

前掲百分比を農戸概数を以て表示せば左の如くである。

類別	自作農	半自作農	佃農	地主
農戸數	三三、三九〇餘戸	一四、七四〇餘戸	七、九二〇餘戸	二、一六〇餘戸

二、小作制度

青海省に於ける各旗族及び各寺院の所有地に對する小作人は、地主に小作料として收穫物から年貢を納め、水害・旱害等のため減收の年も減租を行はないのが通例であるが、地主から田賦は完納する慣例で、雜税は小作人に負擔させる。而して小作制度には契約制（契約書を作つて農地の租借を爲す制度）・口約制及び族拊制の三種があるが、青海地方では契約制は殆ど行はれず、主として後の二者に依つてゐる。

(一) 口約制 口頭契約に依る制度は相當行はれてゐる、この制度は地主が任意に農地を取り上げることがあるため農民の對地主觀念に缺陷を生ずる場合があり、施肥除草を怠るとか、その他農地の生産能力を減退せしむることがある。

(二) 族拊制 多數の族長は各その固有の勞作者を有し、これ等をして、作せしめ、收穫物は平分するを通例とするもので、各蒙古族長及び西藏族長等の行ふ制度である。

第三 農家經濟

一、農戶の收支狀況

前掲青海農村經濟概況に據れば、省内農戶の一半以上を占むる自作農の植産收入は山田・水田・旱田及び國圃等により一様ではないが、これ等の田圃を平均せる植産數を價格を以て表示する時は毎畝上等田五・三元、中等田三・九元、下等田二・七元、平均三・九七元である。この數字は麥類のみを標準としたものであるが、青海省に於いては收穫は年一回に止まるが故に麥類を標準とせることは植産數の最大限度であると考へ得る。

斯くて青海省に於ける耕地一畝當りの收穫は多くも平均三元九角餘に過ぎないのである。この原因は一は耕作方法が全く粗放なるに因るのであつて、特に山腦地に於いて甚だしく、耕地の大部分は殆ど肥料を施さず、除草も稀れで、全然自然に放任してゐる、支那人の所謂「完全靠天吃飯」である。更に今一つの有力なる原因は青海農業の將來性を弱化する根本的なものである、即ち新墾地を除いた一般耕地の生産力には極めて強力なる限度があり、新墾地と雖も山地である場合には大抵一―二年にして一―二割の收穫に減じ、四―五年を経過せば全く不毛の地と成り、牧草の生長さへ容易でない土地となる。蓋し青海省の農業につき特に注意すべき點であると共に、現在青海省の農耕地は殆ど最大限度にまで達して、これ以上の開墾は容易の業ではない、結局青海省は將來共に一大畜牧地としての繁榮を期圖すべきものと思はれる。而して農戶毎年の畜産による收入は、青海農戶の絶對多數を占むる自作農及び半自作農について見るに、自作農一三一・八元、半自作農七二・四元で、兩者を平均せ

ば一〇二・一元である。この畜産による収入はその一部が牛馬騾驢等よりの収入で自家耕田用として決して他に販賣せざるものも含んで居り、一部はまた羊及び皮毛等その大部分を販賣するものから成つてゐる。従つて若し農地二〇畝を耕作する自作農戸に就いて見れば、少くとも牛・馬各一頭を必要とするが故に、一〇二元の収入中より假りに牛馬各一頭分として五〇元を除去する時は毎農戸毎年の畜産による収入は僅かに五〇餘元に止まり、これに耕作地よりの植産数を加ふるも約一三〇元に過ぎない。

以上は青海農民の収入概況であるが、その支出に至つては、生活費及び生産に要する各種の費用以外に、雑多の錢糧捐税に悩まされ、その税目の繁多なることは殆ど枚舉に堪へざる實狀にあることは次ぎに記するが如くである。

(一) 錢糧捐税 青海農民に對する課税は、正税のみにても正糧・屯糧・番糧・新墾糧・解驗糧・盈餘兩規糧・百五經費糧等名目頗る多く、更に特別糧税には營實糧・營實草・糧草中票・營實消耗糧等と稱するものがあり、附加税には法院經費・公安及び行政警察經費・學校經費・縣長應酬費・支應糧・區鄉公所經費・農會費・衛生檢驗稅・管獄所經費・縣政府附設各機關經費・縣政府各項雜款・地糧附加稅・地草附加稅・委員供應費・喇嘛禪口糧等の外、派差と稱して勞務の提供を強ゐられ、その他所謂攤派に屬するものとしては禁烟稅・屠宰稅・糧茶稅・產銷稅・印花稅等全く苛雜叢生の觀がある。尤もこれ等稅捐はその總べてが農民に課せらるゝものではなく、また各縣著しき相異があつて、一畝當りの正稅及び附加稅は凡そ次ぎの如くである。

縣別	正税	附加税	縣別	正税	附加税
貴德	一・二一元	三・一二元	瀋源	〇・一二	〇・八
大通	〇・一二六	〇・三五	西寧	〇・八	一・八
循化	〇・一五	〇・一五	民和	〇・五八	一・八
樂源	〇・〇一五	〇・〇一三三五	樂都	〇・一	一・一
互助	〇・一四	〇・七	共和	〇・〇八	〇・一六

即ち右表に據るも、附加税を課すること頗る苛酷であつて、樂都縣の如きは實に正税の一〇倍餘に上り、また西寧縣は正税・附加税を合して二元六角に達し、一畝當りの平均生産額三元九角餘に對比せば、その大半は税捐に搾取せられてゐる。但し各縣の負擔輕重には不同があり、またその生産力にも相違があつて、必ずしも一樣には論じ難い事情もあり、西寧縣の如きはその地の特殊事情により尙ほ可なりとするも、貴德に至つては多少の水菓をも産し、毎畝平均生産力五元三角（上等田）と假定しても、正税・附加税合計四元三角の多きに達し、農民負擔の過重なる以て知るべきである。

(二) 生産費及生活費 青海農村經濟概観に據れば、農戶が二五畝の地を耕種する場合、家畜消耗一〇元、種子約一四元（種子六斗二升半）、農具木車消耗約一五元、小工約八元、合計四七元を要し、更に農民の生活費は一家五人（成年者二人・少年一人・幼年者二人）と見て一年間の食料は少くとも二倍半、即ち約五〇元、衣服・煖房・房屋等約一五元、雜費一〇元、合計七五元を要し、これに加ふるに門兵帮價或は委員及警察の脚錢等と稱するも

のを支拂はねばならぬ。

(三) 農戸の收支 斯くて耕地二五畝を有する自作農の年収入は、一畝當りの生産収入を平均三・九七元と假算せば九九・二五元、即ち約一〇〇元であつて、これに畜産収入五〇元を加ふるも毎年の収入一五〇元であるが、支出は生活費七五元、生産費四七元、捐税毎畝平均一元と見て二五元、合計一四七元に上り、更に警察の脚錢その他の雑支出を加算せば到底前記の収入を以てしては足らないのであつて、自作農に於いて既に斯くの如くである。半自作農及び佃農に至つては常に借財のために悩み悲惨の境に喘いでゐる。即ち各縣農戸中、借財を有する者の全戸數に對する百分比は共和縣一二%、樂都縣七〇%、民和縣五六%、化隆縣二八%、西寧縣七〇%、湟源縣七七%、互助縣七七%、壠源縣二三%、循化縣二三%、大通縣一四%、貴德縣二九%であつて、これ等の農民等は全く逃亡するの外、策なき状態であると謂はれてゐる。

二、農村の一般狀況

以上を以て青海農戸の收支狀況について概説した。而して民國十九年國內擾亂のため青海境内に駐留せる各派軍は旋廻を始め、これがため人民の懷疑と不安は極度に達し、銀行紙幣は廢紙同然となりて倒産者續出し、大資本家のみが利益を得て兼併を行ひ、農民小資産の者は極度の窮乏に追ひ込まれてしまつた。その他永年に亘つて連續した搾取や土匪等の人禍及び天災に遭つて僅かに大資本家地主等が便乘的に餘喘を保つて來たに過ぎない。西寧縣境内に於いてすらも農民の困苦甚だしく、富める者は小麥粉を美食として用ゐ得るも、一般農民は自己の作つた小麥粉すらも食用には供し得ず、唯だ些少の金に代へて辛ふじて他の粗食に飢餓を凌ぎ寒暑を送るを得る